三重県介護員養成研修事業者指定要領新旧対照表（令和３年７月１日改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 三重県介護員養成研修事業者指定要領第１～第１８　（略）附　則　（施行期日）１　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。　（経過措置）２　この要領の施行日前においても、事業者及び研修事業の指定の申請をすることができる。この場合において、申請があったときは、施行日前においても指定をすることができる。ただし、その効力は、この要領の施行日から生ずるものとする。３　「三重県介護員養成研修事業者指定事務処理要領」は平成２５年３月３１日をもって廃止する。ただし、「三重県介護員養成研修事業者指定事務処理要領」に基づき、平成２５年３月３１日までに開講した研修については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。附　則１　この要領は、平成３０年６月１４日から施行する。附　則１　この要領は、平成３１年２月５日から施行する。ただし、平成３１年４月１日までに指定を受けた研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。附　則１　この要領は、令和３年７月１日から施行する。別表２　（略）別表３　（略）第１号様式　別紙のとおり第１－２号様式　（略）第１－３号様式　別紙のとおり第１－４号様式　（略）第１－５号様式　（略）第１－６号様式　別紙のとおり第１－７号様式　別紙のとおり第１－８号様式　別紙のとおり第２号様式　別紙のとおり第３号様式　別紙のとおり第４号様式　別紙のとおり第４－２号様式　別紙のとおり第４－３号様式　別紙のとおり第５号様式　別紙のとおり第６号様式　別紙のとおり第７号様式　別紙のとおり第７－２号様式　別紙のとおり第７－３号様式　別紙のとおり第８号様式　別紙のとおり第８－２号様式　別紙のとおり第９号様式　別紙のとおり第９－２号様式　別紙のとおり第１０号様式　別紙のとおり参考様式１　（略）参考様式２　別紙のとおり参考様式３　別紙のとおり参考様式４　別紙のとおり | 三重県介護員養成研修事業者指定要領第１～第１８　（略）附　則　（施行期日）１　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。　（経過措置）２　この要領の施行日前においても、事業者及び研修事業の指定の申請をすることができる。この場合において、申請があったときは、施行日前においても指定をすることができる。ただし、その効力は、この要領の施行日から生ずるものとする。３　「三重県介護員養成研修事業者指定事務処理要領」は平成２５年３月３１日をもって廃止する。ただし、「三重県介護員養成研修事業者指定事務処理要領」に基づき、平成２５年３月３１日までに開講した研修については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。附　則１　この要領は、平成３０年６月１４日から施行する。附　則１　この要領は、平成３１年２月５日から施行する。ただし、平成３１年４月１日までに指定を受けた研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。別表２　（略）別表３　（略）第１号様式　別紙のとおり第１－２号様式　（略）第１－３号様式　別紙のとおり第１－４号様式　（略）第１－５号様式　（略）第１－６号様式　別紙のとおり第１－７号様式　別紙のとおり第１－８号様式　別紙のとおり第２号様式　別紙のとおり第３号様式　別紙のとおり第４号様式　別紙のとおり第４－２号様式　別紙のとおり第４－３号様式　別紙のとおり第５号様式　別紙のとおり第６号様式　別紙のとおり第７号様式　別紙のとおり第７－２号様式　別紙のとおり第７－３号様式　別紙のとおり第８号様式　別紙のとおり第８－２号様式　別紙のとおり第９号様式　別紙のとおり第９－２号様式　別紙のとおり第１０号様式　別紙のとおり参考様式１　（略）参考様式２　別紙のとおり参考様式３　別紙のとおり参考様式４　別紙のとおり |